調達要求番号：6NMV1A05002

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書		
反町分屯地における小型無人機対処器材現地診断及び操作教育役務	仕　様　書　番　号	
	司－２	
	作　成	令和８年１０月６日
	作成部隊等名	仙　台　駐　屯　地　業　務　隊

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，陸上自衛隊において使用する市販品の小型無人機妨害器材設置について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，次によるほか，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｃ０００００１による。

1.2.1

市販品

一般市場に流通している物品で，カタログなどによって明確にされているものをいう。

1.2.2

カタログ

この仕様書においては，製造者等の使用しているカタログをいう。

1.3　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a)　**規格**

ＪＩＳ Ｃ ０９２０　　電気機械器具の外郭による保護等級（ＩＰコード）

b)　**仕様書**

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｃ０００００１　陸上自衛隊電子機器共通仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００９　陸上自衛隊ＩＴ利用装備品等サプライチェーン・リスク対応共通仕様書

c)　**法令等**

電波法（昭和２５年法律第１３１号）

不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成１１年法律１２８号）

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成２８年法律第９号）

防衛省関係重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則（令和元年防衛省令第３号）

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）［防装庁（事）第１３７号（４．３．３１）］

2　一般的要求事項

本仕様書に規定していない事項は，運営している業者の規定する仕様書及び社内規定並びに商慣習による。

3　役務に関する要求

この仕様書に規定していない事項は，製造者が規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

3.1　役務の内容

小型無人機妨害器材の現地診断及び操作教育とする。

3.2　現地診断

小型無人機対処器材システム全体に対し、外観検査、作動点検及び機能検査を官側の立会いのもと実施するものとする。

3.3　操作教育

小型無人機対処器材システム全体に対し、操作教育、地図データ更新及び接続確認を官側の立会いのもと実施するものとする。

検知試験に併せて４時間を基準とした取扱い教育を官側に実施するものとする。細部、操作教育期の時期及び内容は、官側との調整による。

3.4　サプライチェーン・リスク対応に関する要求

ＩＴ利用装備品等のサプライチェーン・リスク対応については，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００９によるものとする。

3.5　設置場所

反町分屯地

3.6　設置役務期間

契約後、３ヶ月以内とする。

4　品質保証

監督及び検査は，契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

また、本契約に対して業者側の不具合等が発生した場合は本仕様書に基づき新たに契約することなく、契約業者による自主改修を実施する。

5　その他の指示

5.1　情報保全

情報保全は，次による。ただし，実施の有無については，調達要領指定書によって指定する。

a)　契約の相手方は，契約業者名及び納入品の製造会社・製品名を不開示とし，納入物，提出書類などに所要の処置をする。

　なお，細部要領などは，官側との調整による。

b)　契約の相手方は，この契約の履行に当たり，納入先部隊などの立入り制限区域において作業（輸送その他この製品の内容を知り得ないと契約の相手方が認める役務を除く。）を実施する必要がある場合には，あらかじめ，作業従事者名簿（当該作業に従事する者の会社名及び氏名を一覧にした名簿をいう。）を含む立入申請手続きについて，施設を管理する部隊と行わなければならない。

c) 契約の相手方は，この契約の履行によって知り得た保護すべき情報［“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）”（以下，“情報セキュリティ通達”という。）第２項第１号に規定する情報をいう。］その他の非公知の情報（以下，“保護すべき情報等”という。）の取扱いに当たっては，情報セキュリティ通達における添付資料“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項”及び別紙“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準”に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあっては，これらに準じて），適切に管理する。この場合，特に，保護すべき情報等の取扱いについては，次の履行体制を確保し，これを変更した場合には，遅滞なく官側に通知する。

1) 契約を履行する一環として契約の相手方が収集，整理，作成などした情報が，保護すべき情報（情報セキュリティ通達第５項第４号の規定に基づく解除をしようとする場合に，同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱う。）として取り扱われることを保障する履行体制

2) 官側の同意を受けて指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制

3) 官側が書面によって個別に許可した場合を除き，契約の相手方に係る親会社，地域統括会社，ブランド・ライセンサー，フランチャイザー，コンサルタントその他の契約の相手方に対して指導，監督，業務支援，助言，監査などを行う者を含む一切の契約の相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制

5.2 調整の実施体制

契約の相手方は，この小型無人機妨害器材の現地診断及び操作教育の実施に当たって次の体制を確保し，これを変更する場合には，事前に官側と協議する。ただし，実施の有無については，調達要領指定書によって指定する。

a) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下，“業務従事者”という。）を確保する。

b) a)の業務従事者が，この製品販売（設置及び調整を含む。）に要求する特定の経験，資格，業績などをもつ。

c) a)の業務従事者が，b)に掲げるほか，履行に必要若しくは有用な，又は背景となる経歴，知見，資格，語学（母語及び外国語能力），文化的背景（国籍など），業績などをもつ。

d) c)の業務従事者が他の手持ち業務などとの関係において履行に必要な業務所要に対応が可能な態勢でなければならない。

6 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の8.3による。

7 調整先

仙台駐屯地業務隊司令職務室　総務幹部

022-231-1111（内線3866）